

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）又はひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている同条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）が対象講座（第4条の規定により市長が適当と認めた講座をいう。以下同じ。）の受講を開始した場合等に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の経済的自立を促進することを目的とする。

(給付金の種類等)

第2条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金とする。

- 2 受講開始時給付金は、対象講座の受講を開始した場合に支給する給付金とする。
- 3 受講修了時給付金は、対象講座を修了した場合に支給する給付金とする。
- 4 合格時給付金は、対象講座を修了した日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した場合に支給する給付金とする。
- 5 給付金は、一の者が受講する一の対象講座について支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 受講開始時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の親であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者（過去に給付金（ひとり親家庭の児童について支給を受けたものを除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）
 - ア ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
ただし、当該所得の算出に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
 - イ その就業経験、技能、取得している資格その他の事情を鑑みて、認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
 - ウ 高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定の合格者、認定試験の合格者その他大学の入学に必要な資格を現に有している者でないこと。

エ 前条第2項に規定する場合に該当する者であること。

(2) 前号アからエまでのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親（当該ひとり親家庭の児童について過去に給付金の支給を受けたことのある者を除く。）

2 受講修了時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

(1) ひとり親家庭の親であって、次のア及びイのいずれにも該当する者（過去に給付金（当該修了した講座について支給を受けた受講開始時給付金及びひとり親家庭の児童について支給を受けた給付金を除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）

ア 前項第1号アからウまでのいずれにも該当する者であること。

イ 前条第3項に規定する場合に該当する者であること。

(2) 前号ア及びイのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親（当該ひとり親家庭の児童について過去に給付金（当該修了した講座について支給を受けた受講開始時給付金を除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）

3 合格時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する受講修了時給付金を受けた者であって、次に掲げる者とする。

(1) ひとり親家庭の親であって、次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 第1項第1号アからウまでのいずれにも該当する者であること。

イ 前条第4項に規定する場合に該当する者であること。

(2) 前号ア及びイのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親

（対象講座）

第4条 給付金の支給の対象となる講座は、認定試験の合格に資する講座（通信制のものを含み、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による高等学校等就学支援金の支給の対象となるものを除く。）であって市長が適当と認めるものとする。

（支給額等）

第5条 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講を開始するために要した費用の4割に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額とする。

(1) 当該対象講座が通信制のものである場合 100,000円

(2) 当該対象講座が通学によるもの又は通学及び通信制の併用によるものである場合（以下「通

信制以外のものである場合」という。) 200,000円

2 受講修了時給付金の額は、対象講座を受講するために要した費用の5割に相当する額から支給を受けている受講開始時給付金の額を控除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額と支給を受けている受講開始時給付金の額との合計額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額から当該受講開始時給付金の額を控除して得た額とする。

(1) 当該対象講座が通信制のものである場合 125,000円

(2) 当該対象講座が通信制以外のものである場合 250,000円

3 前2項の場合において、これらの規定により算定した受講開始時給付金又は受講修了時給付金の額が4,000円に満たないときにあっては、これらの規定にかかわらず、受講開始時給付金又は受講修了時給付金は、支給しない。

4 合格時給付金の額は、対象講座を受講するために要した費用の1割に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額と支給を受けている受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額との合計額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額から当該受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額を控除して得た額とする。

(1) 当該対象講座が通信制のものである場合 150,000円

(2) 当該対象講座が通信制以外のものである場合 300,000円

(対象講座の指定)

第6条 受講開始時給付金（受講開始時給付金の支給を受けずに受講修了時給付金の支給を受けようとする者にあっては、受講修了時給付金）の支給を受けようとする者は、あらかじめ、その受講しようとする講座について、天津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）を市長に提出し、対象講座である旨の指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）に限る。）又はひとり親家

庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年。以下この号及び次号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及びその数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無並びにその数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額に係る市町村長の証明書を含む。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査の上、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、対象講座の指定を決定するときは、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）により当該申請をした者に通知しなければならない。

（支給申請）

第7条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる書類

(2) 指定通知書

(3) 受講施設の長が、受講者本人が支払った費用について発行した領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、当該対象講座の受講を開始した日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 第2項第1号から第3号までに掲げる書類

(2) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

6 第4項の申請書は、当該対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りでない。

7 合格時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

8 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 第2項第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 文部科学省が発行する認定試験の合格証書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

9 第7項の申請書は、認定試験に合格した日から起算して40日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りでない。

10 市長は、第1項、第4項又は第7項の申請書を受理したときは、これを審査の上、速やかに給付金の支給の可否を決定し、支給を決定した場合にあっては大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第4号）により、支給しないことと決定した場合にあっては大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

2 この要綱は、国のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、令和2年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に対象講座の受講を開始する場合について適用し、同日前に受講を開始している場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第6条第1項の規定による指定を受けている者は、新要綱第6条第1項の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月27日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、令和5年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。